

ちょっと待った！その契約 ～消費生活相談の現場より～

「京田辺市の条例で住宅の調査が必要になった」
「京田辺市から委託を受けて家の点検に行く」という電話に注意！！



上記のような言葉で電話をかけてきて

訪問の予約を取ろうとする電話があったが本当か

との相談が多数寄せられています。

京田辺市ではこのような条例はありませんし、委託もしておりません。

嘘の電話ですので話をしないできっぱり断り、電話を切ってください。

断っている人に勧誘を続けることは法律で禁止されています。

断っているのに応じてくれない、訪問があり断っても帰らない場合は、

京田辺警察署(0774-63-0110)にご相談ください。

<点検商法>

無料で点検すると訪問し「あそこが悪い、ここが悪い、放っておくと大変なことになる」と不安にさせて 契約をすすめてくる手口です。

契約後でも、クーリングオフや契約の取消しができる場合もあります。

困ったな、と思う時は、どうぞ早めに消費生活センターにご相談ください。



0774-63-1240

平日午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

市役所3階

京田辺市消費生活センター